

身体障害者診断書・意見書（免疫機能障害 13歳以上用）

総括表

氏名	年	月	日生	男 女
住所				
① 障害名（部位を明記）				
② 原因となった 疾病・外傷名		外傷・疾病 先天性・その他（　　）		
③ 疾病・外傷発生年月日		年 月 日		
④ 参考となる経過・現症（画像診断及び検査所見を含む。）				
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日				
⑤ 総合所見（再認定の項目も記入）				
〔将来再認定 要（軽度化・重度化）・不要〕 〔再認定の時期 1年後・3年後・5年後〕				
⑥ その他参考となる合併症状				
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。				
年 月 日				
病院又は診療所の名称		電話（　　）		
所 在 地				
診 療 担 当 科 名		科	医師氏名	印
身体障害者福祉法第15条第3項の意見				
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に 掲げる障害に		障害程度等級についての参考意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・該当する。 ・該当しない。 		級相当		

注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせする場合があります。

第13号様式（第3条関係）

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（13歳以上用）

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

(1)による検査結果が陽性であって、かつ、(2)のうちいずれか一つの検査による陽性確認が必要である。

(1) HIV抗体スクリーニング検査法の結果

検査法	検査日	検査結果
	年 月 日	陽性、陰性

注1 「スクリーニング検査法」では、PA法、ELISA法、IC法等のうち一つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

	検査法	検査日	検査結果
抗体確認検査		年 月 日	陽性、陰性
HIV病原検査		年 月 日	陽性、陰性

注2 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、IFA法等の検査をいう。

注3 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

2 エイズ発症の状況

HIVに感染していて、エイズを発症している者の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠

注4 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症／AIDS診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）に規定するものをいう。

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不 能 · 可 能
--------------------------	-----------

3 CD 4陽性Tリンパ球数 ($/\mu l$)

検査日	検査値	平均値
年 月 日	$/\mu l$	
年 月 日	$/\mu l$	$/\mu l$

注5 左欄には、4週間以上間隔をおいて実施した連続する2回の検査値を記載し、右欄にはその平均値を記載すること。

4 検査所見及び日常生活活動制限の状況

(1) 検査所見

検査日	年 月 日	年 月 日
白血球数	$/\mu l$	$/\mu l$

検査日	年 月 日	年 月 日
Hb量	g/dl	g/dl

検査日	年 月 日	年 月 日
血小板数	$/\mu l$	$/\mu l$

検査日	年 月 日	年 月 日
HIV-RNA量	copy/m1	copy/m1

注6 4週間以上の間隔をおいて実施した連続する2回以上の検査結果を記入すること。

検査所見の該当数 [個] · · · · ①

(2) 日常生活活動制限の状況

以下の日常生活活動制限の有無について該当する方を○で囲むこと。

日常生活活動制限の内容	左欄の状況の有無
1日に1時間以上の安静臥床を必要とするほど強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある。	有・無
健常時に比し10%以上の体重減少がある。	有・無
月に7日以上の不定の発熱(38℃以上)が2箇月以上続く。	有・無
1日に3回以上の泥状又は水様下痢が月に7日以上ある。	有・無
1日に2回以上の嘔吐又は30分以上の嘔気が月に7日以上ある。	有・無
「東京都身体障害認定基準障害程度等級表解説」第9ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1の(1)のアのjに示す日和見感染症の既往がある。	有・無
生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である。	有・無
軽作業を超える作業の回避が必要である。	有・無
日常生活活動制限の数[個] ··· ··· ②	

注7 「日常生活活動制限の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記載する。

注8 「生鮮食料品の摂取禁止」のほかに、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期にわたる密な治療」、「厳密な服薬管理」又は「人混みの回避」が同等の制限に該当するものであること。

(3) 検査所見及び日常生活活動制限等の該当数

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不 能 · 可 能
CD4陽性Tリンパ球数の平均値(/ μ l)	/ μ l
検査所見の該当数(①)	個
日常生活活動制限の該当数(②)	個